地域に係るものを除く。）にあつては当該率が 0.0035 に満たないときは 0.0035 とし、地域再生法第 17 条の６の規定の適用を受けるものにあつては当該率が 0.00467 に満たないときは 0.00467 とし、原発等立地地域振興法第 10 条の規定の適用に係るもののうち令和８年４月１日以後に指定を受けた原子力発電施設等立地地域に係るものにあつては当該率が 0.00875 に満たないときは 0.00875 とする。

［略］

G　符号Ｅに同じ。この場合において、符号Ｅ中「符号Ｄ」とあるのは「符号Ｆ」と、「0.0105」とあるのは「0.01225」と、「0.007」とあるのは「0.0105（水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては 0.007）」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と、「0.00875」とあるのは「0.0105」とそれぞれ読み替えるものとする。

［略］

［11　略］

第五章　合併市町村の特例

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）

第四十八条　新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日まで（平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から令和八年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成十八年度に行われた場合にあつては当該年度の前十四年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成十九年度又は平成二十年度に行われた場合にあつては当該年度の前十二年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成二十一年度から令和七年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前十年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの）については、当該新市町村の財源不足額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A － B）×α＋B

（A － B）が負数となるときは 0 とする。

算式の符号

A　当該新市町村に係る合併関係市町村（当該年度の前 15 年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成 17 年度又は平成 18 年度に行われた場合にあつては当該年度の前 14 年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成 19 年度又は平成 20 年度に行われた場合にあつては当該年度の前 12 年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成 21 年度から令和７年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前 10 年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間）において適用合併を行つた合併関係市町村に限る。以下この章において同じ。）が当該年度の４月１日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関

再生法第 17 条の６の規定の適用を受けるものにあつては当該率が 0.00467 に満たないときは 0.00467 とする。

［同左］

G　符号Ｅに同じ。この場合において、符号Ｅ中「符号Ｄ」とあるのは「符号Ｆ」と、「0.0105」とあるのは「0.01225」と、「0.007」とあるのは「0.0105（水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては 0.007）」と、「0.0035」とあるのは「0.007」とそれぞれ読み替えるものとする。

［同左］

［11　同上］

第五章　合併市町村の特例

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）

第四十八条　新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日まで（平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から令和七年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成十八年度に行われた場合にあつては当該年度の前十四年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成十九年度又は平成二十年度に行われた場合にあつては当該年度の前十二年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成二十一年度から令和六年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前十年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの）については、当該新市町村の財源不足額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A － B）×α＋B

（A － B）が負数となるときは 0 とする。

算式の符号

A　当該新市町村に係る合併関係市町村（当該年度の前 15 年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成 17 年度又は平成 18 年度に行われた場合にあつては当該年度の前 14 年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成 19 年度又は平成 20 年度に行われた場合にあつては当該年度の前 12 年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成 21 年度から令和６年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前 10 年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間）において適用合併を行つた合併関係市町村に限る。以下この章において同じ。）が当該年度の４月１日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関